

短期被保険者証の交付の取扱いについて

短期被保険者証は、通常の被保険者証に比べ有効期間が短いものであります（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第20条第2項）、医療機関での一部負担金が変わるものではありません。

当広域連合では、短期被保険者証の有効期間を6か月間とし、平成21年8月の被保険者証更新時より交付することとなります。

1 交付の対象となる者

(1) 後期高齢者医療被保険者証（以下「一般証」という。）の更新日において、当該保険料の納期限から3か月間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない者のうち、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 納付相談又は納付指導に一向に応じようとしない者
- ② 納付相談又は納付指導の結果、所得及び資産を勘案すると十分な負担能力があると認められる者
- ③ 納付相談又は納付指導において取り決めた保険料の納付方法に誠意をもって履行しようとしない者
- ④ 滞納処分を行おうとすると意図的に差押財産の名義変更を行うなど滞納処分を免れ、又は免れようとする者

(2) 前記(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、短期証の交付対象とする。

- ① 新規被保険者で、過去に被保険者であった時に課された保険料を滞納している者
- ② 居所不明者の居所が判明した時点で保険料を滞納している者
- ③ 前2号に掲げるもののほか、広域連合長が特に必要と認める者

2 有効期限

原則6か月とし、1月及び7月の末日までとする。

3 交付の継続

広域連合の区域内の他の市町村から転入があった場合で、当該他の市町村で前記1(1)のいずれかに該当し、今後もその納付状況に改善が見込まれない場合は、短期証を継続して交付する。

4 交付措置の解除

次のいずれかに該当した場合は、短期証交付措置を解除し、一般証を交付する。

- (1) 滞納している保険料が完納されたとき
- (2) 滞納している保険料額の2分の1程度以上を納付し、完納が見込まれるとき
- (3) 取り決めた保険料の納付方法を確實に履行し、完納が見込まれるとき